

いきいきワーキングウーマン育成業務委託に係る 企画提案募集要項

1 趣旨

女性の職業生活においては、「女性特有の心身の健康課題（生理や妊娠、更年期などに伴う体調不良、メンタル不調など）」や、結婚・妊娠・子育て・介護など、人生の各ステージで仕事とどう両立していったらいいか などの悩みを抱えることが多く、離職のきっかけとなっている。

これらの問題解決による女性の就業意欲向上や、女性活躍推進に前向きな「企業風土」を社内に定着させるため、県が企業に対し「モデル事業」として研修メニューを提供して課題抽出・効果測定を行う事業を実施し、次年度以降、研修プログラムを県内企業へ横展開していく。

事業実施に当たり、委託業務の受託事業者を公募型企画提案方式により選定する。

2 業務内容等

(1) 委託業務名称

いきいきワーキングウーマン育成業務委託

(2) 業務内容

別紙「いきいきワーキングウーマン育成業務委託契約書」（以下、「契約書」という。）及び「いきいきワーキングウーマン育成業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月15日（金）まで

(4) 委託料上限額

金2,762千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 契約形態

公募型企画提案方式により、企画提案について審査のうえ、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

4 企画提案の参加資格確認

企画提案応募の資格者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 平成30年度以降において、国、地方公共団体、公益法人、企業からの同種又は類似の業務（主に働く女性を対象とした、女性活躍を目的とした研修）を受託した実績を有する者であること。

5 事務局（担当部署）、選考日程等に関する事項

(1) 事務局（担当部署）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官

電話 055-223-1358 FAX 055-223-1320

メールアドレス danjo-kyosei@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程

- ① 募集要項等の交付開始 令和5年7月 5日（水）
- ② 質問の受付期限 令和5年7月14日（金）午後5時
- ③ 企画提案書等の提出期限 令和5年7月27日（木）午後5時
- ④ 提案説明・プレゼンテーション 令和5年8月 1日（火）時間未定
- ⑤ 審査結果通知 令和5年8月上旬

(3) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

6 質問及び回答

(1) 提出書類

企画提案質問票（様式第5号）

(2) 提出期限及び方法

令和5年7月14日（金）午後5時まで

5（1）の事務局あて、電子メールで送信すること。

その際、件名を「いきいきワーキングウーマン育成業務委託公募に関する質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年7月19日（水）までに質問者へ電子メールで送付するとともに山梨県ホームページに掲載する。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせる。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（各所定の様式は、いずれも A4・片面で印刷すること）

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要等整理表（様式第3号）
- ③ 受託実績整理表（様式第4号）
- ④ 企画内容書（A4判、様式は任意、表紙を添付すること）
別添「審査基準」の項目3～5の内容を踏まえること。
- ⑤ 業務工程表（様式は任意）
- ⑥ 経費見積書（様式は任意）
 - ・見積額には税抜き価格、消費税、積算内訳を記載すること。
 - ・「一式」とせず、業務内容ごとに経費を記載すること。
 - ・見積額は委託料上限額以内とすること。
- ⑦ 誓約書（様式第2号）

(2) 提出部数

- ①～⑤各7部（正本1部・副本6部）、⑥⑦1部（正本）

(3) 提出方法及び期限

提出先：5（1）の事務局あて

期限：令和5年7月27日（木）午後5時必着

提出方法：持参又は郵送

（受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時（土日祝日を除く））

(4) その他

- ① 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ② 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。
- ③ 企画提案書等の提出後に、参加を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、提案説明・プレゼンテーション前日（7月26日）の正午までに提出すること（メール可）。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはいししない。
- ③ 企画提案者が参加資格要件を満たさない場合、提案に対する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、提出された企画提案は無効とする。
- ④ 企画提案に要する費用の一切は、提案者の負担とする。

8 提案説明・プレゼンテーション

(1) 実施日時・集合場所等

日時：令和5年8月1日（火）（予定。時間及び場所は個別に追って連絡する。）

所要時間：1社30分程度（説明20分以内、質疑応答10分）

(2) 実施方式

対面式とし、提出済みの企画提案書・見積書をもとに、2名以内で提案の説明・プレゼン

テーションを行うものとし、提出した企画書により説明すること。
資料を別途用意することも可能とするが、その資料は採点の対象とはしない。

9 委託候補者の選定（審査）方法等

（1）選定方法

- ① 企画提案内容について書類及び提案説明（プレゼンテーション）により審査を行い、得点の最上位者を契約締結候補者とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。
- ② 審査のポイントと配点は、別添「審査基準」のとおりとする。

（2）審査結果等

- ① 契約締結候補者選定後、速やかに企画提案書の提案者全員にメール及び文書で通知する。
- ② 審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

10 契約手続き

- （1）契約締結候補者は、選定結果の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約締結ができない事情が生じた場合は、次点となった者を契約締結候補者とする。
- （2）採用された企画提案の実施にあたっては、県と契約締結候補者が業務仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結するが、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。
- （3）山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により契約保証金は免除する。
- （4）契約に要する費用の一切は、契約締結候補者が負担する。

(別添)

「審査基準」

◆審査項目ごとに配点（5点、10点、15点）の範囲で評価を行う。

| | (5点満点) | (10点満点) |
|--------------------|--------|---------|
| ・非常に優れている／非常に期待できる | 5点 | 10～9点 |
| ・優れている／期待できる | 4点 | 8～7点 |
| ・普通／どちらとも言えない | 3点 | 6～5点 |
| ・やや劣っている／あまり期待できない | 2点 | 4～3点 |
| ・劣っている／期待できない | 1点 | 2～1点 |

※配点が10点の項目は5を標準として、配点が5点の項目は3を標準として、1点単位で評価する。

| No. | 項目 | 詳細 | 配点 50点満点 |
|-----|--------|--|-------------|
| 1 | 業務履行能力 | 類似業務の実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。（資料：様式4） | 10 |
| 2 | 実施体制 | 事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制が整っているか。（資料：様式3） | 5 |
| 3 | 企画提案内容 | 国の動きや山梨県の状況を本業務の目的・趣旨を十分に踏まえているか。（女性活躍推進、産業構造） | 5 |
| 4 | | 県内の幅広い業種に周知・募集するための工夫が見られるか。 | 5 |
| 5 | | 主なターゲットである企業で働く女性職員に訴求でき、研修効果が高い内容となっているか。 | 10 |
| 6 | | 事前・事後アンケート内容など、効果検証のためのプランが練られており、有益な実施報告書作成能力を有していると判断できるか。 | 10 |
| 7 | 経費見積書 | 必要な費用が適正に見積もられているか。 | 5 |